

---

---

# 1 防災組織に関する資料

---

---

## 1-1 出雲崎町防災会議委員

条例区分	所属機関	職名	連絡電話番号	備考
会長	出雲崎町	町長	(78)3111	
1号	長岡地域振興局	地域整備部長	(38)2617	
		健康福祉環境部長	(33)4390	
2号	与板警察署	署長	(72)0110	
3号	出雲崎町議会	議長	(78)3112	
4号	出雲崎町	副町長	(78)3111	
		出納室長	(78)3113	
		総務課長	(78)2290	
		町民課長	(78)2292	
		保健福祉課長	(78)2293	
		こども未来室長	(86)5580	
		産業観光課長	(78)2295	
		建設課長	(78)2296	
		議会事務局長	(78)3112	
		教育委員会教育課長	(78)2250	
5号	出雲崎町教育委員会	教育長	(78)2250	
6号	出雲崎町消防団	消防団長	(78)2290	
7号	柏崎市消防本部	消防長	0257(24)1500	
8号	東日本電信電話(株)新潟支店	支店長	025(227)6802	
	東北電力ネットワーク(株)柏崎電力センター	所長	0257(22)3961	
9号	大字川西自主防災会	防災会長		

## 1-2 出雲崎町防災会議条例

平成10年3月25日  
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、出雲崎町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 出雲崎町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第2項の規定に基づき、町長の諮問に応じて水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 新潟県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 2人
  - (2) 新潟県警察官のうち町長が任命する者 1人
  - (3) 町議会議長
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者(出向職員を含む。) 12人以内
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 柏崎市消防本部の職員のうちから町長が任命する者 1人
  - (8) 指定地方公共機関又は指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者 2人
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 1人
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員、関係指定公共機関の職員及び識見を有する者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。  
(出雲崎町防災会議条例等の廃止)
  - 2 次に掲げる条例は、廃止する。
    - (1) 出雲崎町防災会議条例(昭和38年12月28日制定)
    - (2) 出雲崎町水防協議会条例(昭和58年出雲崎町条例第15号)
- 附 則(平成11年3月23日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 2 月 23 日条例第 4 号)

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 24 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-3 出雲崎町災害対策本部条例

昭和44年6月27日  
条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、出雲崎町災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を、指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-4 出雲崎町消防団の設置等に関する条例

昭和41年6月16日  
条例第21号

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 法第9条の規定に基づき、次の消防団を設置する。

出雲崎町消防団

2 前項の消防団の区域は、出雲崎町の区域とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-5 出雲崎町消防団規則

昭和41年6月18日  
規則第10号

(趣旨)

第1条 消防団の組織、所掌事務及び管轄区域並びに消防団員の階級、訓練、礼式及び服制等に関しては、この規則の定めるところによる。

(消防団の組織)

第2条 消防団に団本部（以下「本部」という。）及び分団を置く。

- 2 本部に必要な応じ隊を置くことができる。
- 3 分団に部を置く。
- 4 部に班を置く。

(本部)

第3条 本部は、命令の伝達、災害情報の収集、応援消防隊との連絡、消防団員の教養及び訓練その他消防団の庶務を所掌する。

- 2 団長は、本部の事務を統轄し、所属の本部員を指揮監督する。
- 3 本部員は、副団長、訓練部長、技術部長及び予防部長とする。
- 4 隊は、本部の事務を分掌する。

(分団)

第4条 分団は、火災の予防及び警戒、消火の活動その他災害防除業務を所掌する。

- 2 部及び班は、分団の事務を分掌する。
- 3 分団の管轄区域は、別表第1のとおりとする。

(副団長)

第5条 消防団に1名の副団長を置く。

- 2 副団長は、消防団長を補佐して消防団の事務を整理し、団長に事故があるときは、その職務を代理する。

(分団長等)

第6条 分団に分団長を置く。

- 2 分団長は、上司の命を受けて分団の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。
- 3 分団に1名の副分団長を置く。
- 4 副分団長は、分団長を補佐して分団の事務を整理する。

(隊長等)

第7条 隊に隊長を置く。

- 2 隊長は、上司の命を受けて隊の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。
- 3 隊に必要な応じ副隊長を置くことができる。
- 4 副隊長は、隊長を補佐して隊の事務を整理する。

(部長)

第8条 部に部長を置く。

- 2 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

(班長)

第9条 班に班長を置く。

- 2 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

(特別団員)

第10条 分団長は、消防団員として5年以上職務に従事し、又は班長以上の経験を有する者で、特別団員の職務を遂行するために必要な知識及び技術を有する者を様式第1号により消防団長に推薦することにより、特別団員を置くことができる。

- 2 特別団員の数は、18名とする。
- 3 特別団員の職務は、水火災、その他災害への対応・救助に係る活動及び機械器具取扱い訓練と

する。ただし、行事・予防広報への出勤を妨げない。

(任期)

第10条の2 団長、副団長、訓練部長、技術部長、予防部長、分団長及び副分団長の任期は、2年とする。ただし、上位の階級に欠員が生じて昇任する場合はこの限りでない。

2 任期が満了した場合は再任を妨げず、任期は1年とする。

3 前2項の者に欠員を生じて新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間に1年を加えた期間とする。

(最高幹部会議)

第10条の3 最高幹部会議は、消防団の事業及び運営等に関する最高意思決定機関とする。

2 最高幹部会議は、団長、副団長、訓練部長、技術部長、予防部長、分団長及び副分団長をもって構成し、団長が招集する。

3 会議の議長は、団長がこれに当たる。

4 分団長並びに副分団長は、会議決定事項を所属団員に周知徹底を図る。

(消防団員の階級)

第11条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団の長の職にある者の階級は、団長とする。

3 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、別表第2のとおりとする。

(分限及び懲戒の手續)

第12条 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年出雲崎町条例第20号。以下「条例」という。)第5条の規定に該当するものとして、町長又は消防団長(以下「任命権者」という。)が消防団員の意に反する降任又は免職の処分を行う場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

2 任命権者は、条例第6条の規定に該当するものとして、戒告、停職又は免職を行う場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

3 前項の場合において、停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

4 停職者は、停職期間中においてはいかなる報酬等も支給されない。

(訓練及び礼式)

第13条 消防団員の訓練及び礼式は、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)の定めるとおりとする。

(服制)

第14条 消防団員の服制は、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)の定めるとおりとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、消防団に関して必要な事項は、訓令で定める。

附 則

この規則は、昭和41年6月18日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年2月19日規則第4号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月31日規則第4号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月22日規則第4号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月21日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年4月5日規則第12号)

この規則は、平成25年4月6日から施行する。



附 則（平成 27 年 1 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日規則第 1 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 6 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日規則第 4 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 24 日規則第 13 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 6 日から施行する。

#### 別表第 1（第 4 条関係）

分団	管轄区域（大字）
第 1 分団	勝見、尼瀬、住吉町、石井町、羽黒町、鳴滝町、木折町、井鼻、久田
第 2 分団	乙茂、大寺、馬草、沢田、上中条、藤巻、滝谷、柿木、神条、吉川
第 3 分団	大門、川西、松本、山谷、大釜谷、小釜谷、別ヶ谷、立石、中山、米田、小竹、上野山
第 4 分団	船橋、稲川、田中、市野坪、豊橋、常楽寺、小木、相田、吉水、桂沢

#### 別表第 2（第 11 条関係）

消防団員の職別	階級
副団長	副団長
訓練部長	分団長
技術部長	分団長
予防部長	分団長
分団長	分団長
副分団長	副分団長
隊長	部長
部長	部長
副隊長	班長
班長	班長
その他の消防団員	団員

様式第1号(第10条関係)

特別団員推薦書

所	属	第 分団 第 部
氏	名	
消 防 団 員 履 歴		
配 属 年 月 日		年 月 日

上記の団員を特別団員として推薦いたしますので承認くださるようお願いします。

年 月 日

職氏名 第 分団長

出雲崎町消防団長 様

承認許可

団長

部長	係

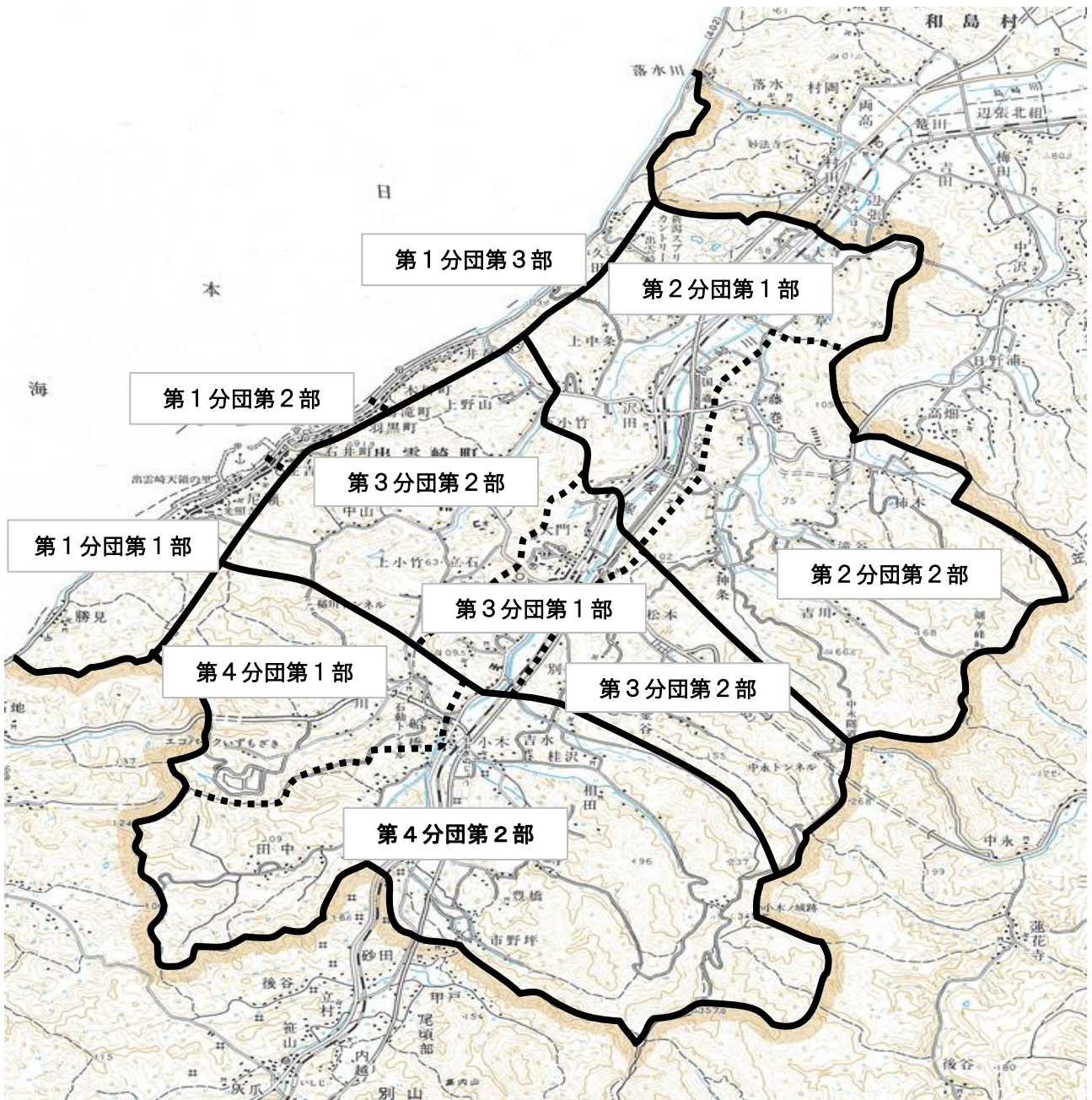
## 1-6 出雲崎町消防団の編成及び管轄区域

### 1 編成及び管轄区域

令和4年4月6日現在

分団名	部名(班数)	管轄区域(大字)	定数	機械器具の種類
本部	団長、副団長(教育主幹)、訓練部長、技術部長、予防部長		5	
	(町職員消防部隊)		-	普通積載車 軽積載車
第1分団	分団長、副分団長		2	
	第1部(2)	勝見、尼瀬	17	軽積載車
	第2部(2)	住吉町、石井町、羽黒町	17	普通積載車
	第3部(2)	鳴滝町、木折町、井鼻、久田	16	軽積載車
第2分団	分団長、副分団長		2	
	第1部(2)	馬草、乙茂、大寺、沢田、上中条	18	軽積載車
	第2部(2)	藤巻、滝谷、柿木、神条、吉川	18	普通積載車
第3分団	分団長、副分団長		2	
	第1部(1)	大門、川西	12	普通積載車
	第2部(2)	立石、中山、米田、小竹、上野山、松本、山谷、大釜谷、小釜谷、別ヶ谷	16	軽積載車
第4分団	分団長、副分団長		2	
	第1部(1)	稲川	11	軽積載車
	第2部(2)	船橋、田中、市野坪、桂沢、吉水、豊橋、小木、常楽寺、相田	16	軽積載車 普通積載車
※小型動力ポンプ付積載車14台(普通自動車5台、軽自動車9台)			158	

2 管轄区域図



## 1-7 機関・団体等一覧

令和5年1月1日現在（順不同）

機関・団体名等	電話番号	FAX番号	摘要
<b>国関係</b> 北陸農政局新潟農政事務所 第九管区海上保安本部 長岡労働基準監督署 長岡国道事務所 長岡国道事務所柏崎維持出張所 原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所	(27) 2011 025(285) 0118 (33) 8711 (36) 4551 0257(22) 2159 0257(23) 9798	0257(23) 8632	
<b>県関係</b> 防災局危機対策課 防災局原子力安全対策課 長岡地域振興局地域整備部 長岡地域振興局保健福祉環境部 長岡地域振興局農林振興部 長岡地域振興局企画振興部 与板維持管理事務所維持管理課	025(282) 1638 025(282) 1695 (38) 2617 (33) 4930 (38) 2600 (38) 2507 (72) 3185	025(282) 1640 025(285) 2975 (38) 2676 (33) 4933 (38) 2672 (38) 2548	
<b>県警察関係</b> 与板警察署 出雲崎駐在所	(72) 0110	(72) 3451	
<b>事務委託関係</b> 柏崎市消防本部 柏崎市消防署出雲崎分遣所 鳥越クリーンセンター 与板無憂苑斎場 ○アオーレ長岡総合窓口開設時間中 平日：午前8時30分～午後5時15分 土日祝：午前9時～午後5時 ⇒長岡市役所市民課 ○上記時間以外 ⇒アオーレ長岡管理事務所	0257(24) 1500 (78) 2576 (47) 1100 0258(39) 7514 0258(35) 1122	(47) 2604 0258(34) 9541 0258(35) 1125	
<b>県内市村災害時相互応援協定関係</b> 長岡市危機管理防災本部 長岡市原子力安全対策室 柏崎市市民生活部防災・原子力課 小千谷市危機管理課 見附市企画調整課 刈羽村総務課 関川村総務課	(39) 2262 (39) 2305 0257(21) 2316 (83) 3515 (62) 1700 0257(45) 3912 0254(64) 1476	(39) 2283 (39) 2283 0257(21) 5980 (83) 2789 (63) 1006 0257(45) 2818 0254(64) 0079	
<b>県外市町村災害時相互応援協定関係</b> 福島県柳津町	0241(42) 2112	0241(42) 3470	

群馬県富岡市	0274(62)1511	0274(62)0357	
宮城県蔵王町	0224(33)2211	0224(33)4159	
秋田県東成瀬村	0182(47)3403	0182(47)3360	
長野県下條村	0260(27)2311	0260(27)3536	
長野県大桑村	0264(55)3080	0264(55)4134	
岐阜県海津市	0584(53)4949	0584(53)3636	
大阪府河南町	0721(93)2500	0721(93)4691	
奈良県五條市	0747(22)4001	0747(25)0211	
奈良県野迫川村	0747(37)2101	0747(37)2107	
奈良県十津川村	0746(62)0001	0746(62)0210	
徳島県牟岐町	0884(72)3411	0884(72)2716	
熊本県錦町	0966(38)1111	0966(38)1575	
宮崎県高原町	0984(42)2112	0984(42)4623	
町外関係			
東日本電信電話(株)新潟支店災害対策室	025(227)6802	025(226)8770	
(株)NTTドコモ新潟支店	025(241)0020		
東北電力ネットワーク(株)柏崎電力センター	0257(22)3961	0257(32)0036	
○(夜間休日)ネットワークコールセンター	0120-175-366		
東日本旅客鉄道(株)柏崎駅	0257(22)2256		
新潟日報柏崎支局	0257(23)4177		
中越農業共済組合三島支所	0256(98)3121		
中越よつば森林組合	(21)4525		
(一社)新潟県LPガス協会長岡支部長	(52)1133	(53)5171	(株)炭吉商店
(一社)新潟県測量設計業協会	025(267)1110	025(233)2750	
(株)アクティオ長岡営業所	(29)2515	(29)1485	
NPO法人コメリ災害対策センター	025(371)4185	025(371)4151	
(株)伊藤園新潟西部支店	025(264)4911	025(264)4710	
町内関係			
えちご中越農業協同組合出雲崎支店	(78)3171		
東日本信用漁業協同組合連合会新潟支店	(78)3161		
出雲崎町商工会	(78)2064		
(株)良寛	(78)3105		
佐藤医院	(78)2153		
磯部医院	(78)2053		
出雲崎小学校	(78)2205	(78)2206	
出雲崎中学校	(78)2137	(78)2164	
出雲崎高等学校	(78)3125	(78)2401	
出雲崎こども園	(78)4786	(78)4561	
小木之城保育園	(78)2356	(78)3896	
出雲崎町社会福祉協議会	(41)7133	(41)7134	
特別養護老人ホームやすらぎの里	(78)3311		
ケアハウス出雲崎グレートヒルズ	(41)7600	(41)7610	
蒲原ガス(株)出雲崎営業所(平日)	(78)4678		
蒲原ガス(株)本社(夜間・休日)	0256(72)3337		
佐藤石油店	(78)3141		
(株)中越建設出雲崎松本給油所	(78)4880	(78)2230	

エネクスフリース(株)出雲崎給油所	(78) 3300	(78) 3266	
(株)伊藤建設出雲崎営業所	(78) 4774	(78) 4780	
新潟サンリン(株)ライフエイド出雲崎	(78) 2130	(78) 4600	
(株)大谷建設	(78) 3303	(78) 3817	
(有)小黒組	(78) 2940	(78) 2975	
(株)棚橋組	(78) 3128	(78) 2858	
(株)中越建設	(78) 2246	(78) 2230	
(株)第四北越銀行出雲崎支店	(78) 3121		
柏崎信用金庫出雲崎支店	(78) 3101		
新潟大栄信用組合出雲崎支店	(78) 2236		
(有)出雲崎交通	(78) 2244		
大新潟カントリークラブ出雲崎コース	(78) 3711	(78) 2217	
(株)佐平次	(78) 2116		
割烹仙海	(78) 2017		
町関係			
出雲崎町役場	(78) 3111	(78) 4483	
出雲崎町中央公民館	(78) 2250	(78) 4559	
出雲崎町民体育館	(78) 4700		
海岸公民館	(78) 2015		
八手地区農村環境改善センター	(78) 3211		
西越地区農村環境改善センター	(78) 2280		
越後出雲崎天領の里	(78) 4000	(78) 4770	
多世代交流館きらり	(86) 5580	(86) 6466	
ホッと情報館陽だまり	(94) 5147		